

議案第79号

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 9月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、人事院規則の改正を踏まえ、みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年みやき町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第25条第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(特別休暇) 第25条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 (1) (略) (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人_____等として 官公署に出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)～(11) (略)	(特別休暇) 第25条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 (1) (略) (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として 官公署に出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)～(11) (略)